



平成 30 年8月6日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 手塚 稔

賃金指導官 樋浦 雄一

(電話) 028(634)9109

(FAX) 028(632)6585

報道関係者 各位

## 平成 30 年度栃木県最低賃金の改定を答申 —時間額 826 円 (引上げ額 26 円、引上げ率 3.25%)— 栃木地方最低賃金審議会

- 1 栃木地方最低賃金審議会(会長 中村祐司 宇都宮大学 教授)は、平成 30 年7月5日(木)、栃木労働局長(白兼俊貴)から「栃木県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けて、栃木県最低賃金専門部会を設置し、調査審議を重ねてきたが、8月6日(月)に結論を取りまとめ、同日、栃木労働局長に対し答申を行った。
- 2 本年度における栃木地方最低賃金審議会においては、7月 26 日に中央最低賃金審議会から示された地域別最低賃金額改定の日安(栃木県の場合は、B ランク 26 円の引上げ)に配慮し、栃木県内の諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、上記1のとおり決められたものである。
- 3 今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、栃木県最低賃金の改定が決定されることとなる。なお、改定後の最低賃金は、本年 10 月1日の発効予定である。

【参考：栃木県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低賃金額	718 円	733 円	751 円	775 円	800 円	826 円
対前年度上昇率	1.84%	2.09%	2.46%	3.20%	3.23%	3.25%
対前年度上昇額	13 円	15 円	18 円	24 円	25 円	26 円